

## 第26号様式（第23条の3関係）

(表)

年 月 日

東京都知事 殿

管理者住所

氏 名

## 放射性同位元素装備診療機器備付届

下記のとおり放射性同位元素装備診療機器を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条の2の規定により届け出ます。

記

病院 診療所	名 称		
	所 在 地 電話番号 ( )		
放射性同位元素装備診療機器に同様の事項	製 作 者 名		
	型 式		
	装備する放射性同位元素の種類		
	装備する放射性同位元素の数量 (ベクレル)		
	用 途		
放射線診療に従事する医師の歴史	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴
予 定 使 用 開 始 時 期		年 月 日	

(日本産業規格A列4番)

放射性同位元素に関する構造設備の概要の放射線	使 用 の 場 所					
	建 築 物 の 構 造	耐火構造 ・ 不燃材料				
	遮蔽物 遮蔽物 を設ける場所	構 造 、 材 料 、 厚 さ				
	天 井					
	床					
	周囲の 画 壁 等	(東)				
		(西)				
		(南)				
		(北)				
	出入口のかぎ・器具等の閉鎖設備	有 ・ 無				
放射性同位元素に関する予療防機器措置の概要の放射線	使 用 室 の 標 識	有 ・ 無				
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有 ・ 無				
	出 入 口 の 使 用 中 表 示	有 ・ 無				
	管 理 区 域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり			
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置	有 ・ 無			
		立 入 制 限 措 置	有 ・ 無			
		標 識	有 ・ 無			
	敷 地 の 境 界 等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト／3月以下となる措置	有 ・ 無			
		入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置	有 ・ 無			
	其 の 他	取扱者の被ばく測定器具				
注意事項						
1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した放射性同位元素装備診療機器使用室の平面図及び側面図を添付すること。						
2 使用室図は、照射方向、線源の中心から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。						
3 使用室の標識等の位置を使用室図中に記入すること。						
4 放射線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師又は診療放射線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。						